

告 示

埼玉県告示第千九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム狭山日高インター飯能店

埼玉県飯能市大字芦荻場字中原四百四十六番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地

ハ 変更年月日

令和四年九月一日

ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月十五日から令和六年一月十五日まで

ロ 意見書提出先

